

答申第 383 号

平成 20 年 9 月 10 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 20 年 3 月 7 日付けで諮問された開発行為許可申請書等一部非公開の件
（諮問第 570 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

開発行為の施工等の同意書のうち、個人の同意した日付及び電話番号を除いた情報は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の開発区域（以下「本件開発区域」という。）に係る開発許可申請書一式（以下「本件請求対象文書」という。）について、神奈川県知事が平成 20 年 2 月 14 日付けで一部非公開とした処分のうち、権利者が個人の場合の開発行為の施工等の同意書（以下「本件行政文書」という。）を非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件行政文書の情報は、土地の登記事項証明書により公にされており、開示によって個人に不利益を与えるものではない。本件行政文書の有無が分からないと、特定の個人の意思表示の根拠が、都市計画法（以下「法」という。）第 32 条第 1 項の規定に基づくものか、法第 33 条第 1 項第 14 号の規定に基づくものか客観的に判断できないため、別に行っている審査請求において、本件開発区域に係る許可（以下「本件開発許可」という。）の適否を判断できない。

イ また、特定の個人は開発行為により利益を受ける者の一人であり、個人であるために非公開となることは不当である。開発許可申請においては、利害関係者が大勢おり、販売を目的とした個人の利益を保護するあまり、利害関係者の利益が著しく損なわれるのは不公平である。公開により明らかになるのは、同意の意思表示であり、開発許可の適否が判断されるだけである。特定の個人の同意の意思表示を公開することが、なぜその者の権利利益を害するのか、なぜ保護される必要があるのか、理解できない。

ウ 本件行政文書のうち印影に関する情報及び添付書類の開示までは求

めない。

3 実施機関（土木事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件行政文書について

法第 29 条第 1 項では、開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならないとされており、また、法第 30 条第 1 項では、前条第 1 項の許可を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより申請書を都道府県知事に提出しなければならないとされている。本件行政文書は、法第 29 条第 1 項の規定により提出された、特定の開発行為の許可に係る申請書類のうち、特定の個人が権利者として行う同意という意思を表示した文書である。

（2）神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号該当性について

本件行政文書に記載された情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、また、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

また、本件行政文書は、土地登記簿により公にされている部分はあるが、個人が権利者として行う同意という意思を表示した文書であり、個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあることから、本件行政文書全体を非公開としたものである。

4 審査会の判断理由

（1）当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

（2）本件行政文書について

本件行政文書は、本件請求対象文書のうち、特定の個人から提出され

た同意書である。また、本件行政文書は、法第 32 条第 1 項の規定に基づき、開発行為に関係がある公共施設の管理者（以下「管理者」という。）が、開発行為に同意したため、提出された文書であることが認められる。

(3) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができる」と規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 当審査会において本件行政文書を確認したところ、本件行政文書には、不動産登記簿に記載された情報を含んだ特定の個人の情報（以下「本件非公開個人情報」と総称する。）が記載されており、特定の個人が識別され得る情報を除いたとしても、どの権利者から提出されているかが明らかとなるので、全体が個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 法第 32 条第 1 項において、「開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、そ

の同意を得なければならない」と規定されていることから、開発許可が行われていれば、管理者から同意の意思表示をした同意書が提出されていることは明らかである。

法第 47 条第 1 項及び第 5 項において、知事は、開発許可をしたときは、当該許可に係る土地について、開発許可の年月日、許可を受けた者等に関する情報を登録した開発登録簿（以下「登録簿」という。）を常に公衆の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があったときは、その写しを交付しなければならないと規定されていることから、開発許可が行われたかどうかは、登録簿から明らかとなる情報である。

(ウ) 実施機関は、法第 32 条第 1 項に基づく同意を必要とする公共施設（以下「同意施設」という。）については、法令上明文の規定がないため、事案ごとに判断していると説明している。しかし、同意施設に関する情報は、開発許可に係る申請により求められた許認可等をするかどうかを、法令の定めに従って判断するために必要な情報であり、求めがあれば、行政庁として、何人に対しても説明すべき事項と考えられる。

(エ) したがって、同意施設に関する情報が明らかとなることから、本件行政文書に記載されている情報のうち、所在及び地番並びに摘要に記載されている情報は、現に一般に知り得る状態に置かれているといえるので、慣行として公にされている情報であると認められる。

また、所在及び地番が明らかとなれば、不動産登記法の規定に基づく登記簿により、特定の個人の住所、氏名、物件の種類、面積及び権利の種別に関する情報も明らかとなることから、これらの情報は何人にも閲覧等が可能な情報であると認められる。

(オ) 以上のことから、本件非公開個人情報のうち、前記（エ）の情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書ア又はイに該当すると判断する。

(カ) 一方、本件非公開個人情報のうち、特定の個人の同意した日付及び電話番号に関する情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、慣行として公にされ若しくは公にすることが予定されている情報、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれ

にも該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

イ 本件行政文書には、本件開発許可に係る申請（以下「本件申請」という。）を行った法人の住所、法人名及び代表者名（以下「本件非公開法人情報」と総称する。）が記載されている。

本件非公開法人情報は、前記4（3）イ（イ）のとおり、既に公衆の閲覧に供されている登録簿により公にされている情報であると認められる。

したがって、本件非公開法人情報は、既に公にされていることから、公開することにより本件申請を行った法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、条例第5条第2号に該当しないと判断する。

(5) 条例第6条第1項該当性について

ア 条例第6条第1項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」は、非公開情報に係る部分を除いて、公開しなければならないと規定している。

イ 本件行政文書については、当審査会が前記（3）において非公開とすることが妥当であると認めた範囲及び内容に照らして、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------------|-------------------------------|
| 平成 20 年 3 月 7 日 | ○ 諮問 |
| 3 月 13 日 | ○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求 |
| 3 月 28 日 | ○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理 |
| 4 月 2 日 | ○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付 |
| 5 月 20 日 (第 75 回部会) | ○ 審議 |
| 6 月 5 日 (第 76 回部会) | ○ 審議 |
| 6 月 19 日 | ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取 |
| 7 月 17 日 (第 77 回部会) | ○ 審議 |
| 8 月 19 日 (第 78 回部会) | ○ 審議 |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|-------|-------------|------------------|
| 金子 正史 | 同志社大学教授 | 会長職務代理者 |
| 沢藤 達夫 | 弁護士（横浜弁護士会） | |
| 鈴木 敏子 | 横浜国立大学教授 | 部 会 員 |
| 玉卷 弘光 | 東海大学教授 | 部 会 員 |
| 辻山 栄子 | 早稲田大学教授 | |
| 東 玲子 | 弁護士（横浜弁護士会） | 部 会 員 |
| 堀部 政男 | 一橋大学名誉教授 | 会 長 (部会長を兼ねる) |

(平成 20 年 9 月 10 日現在) (五十音順)